

令和5年10月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和5年10月23日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

出席委員（18名）

1番	玉 造 一 雄	2番	安 藤 和 利
3番	山 中 悦 朗	5番	宮 本 清 美
6番	坂 本 正 行	7番	鈴 木 茂
8番	池 田 勇	9番	境 政 一
10番	大 塚 徹	11番	石 津 昭 彦
12番	原 範 子	14番	田 内 一 郎
15番	溝 口 竜 生	16番	間 山 房 枝
17番	立 花 紀 貴	18番	高 橋 克 美
19番	國府田 代治郎	20番	吉 川 弘

欠席委員（1名）

13番	池 田 治 和
-----	---------

事務局職員（3名）

事務局長	笹 本 厚 史	局長補佐	菅 野 裕 之
主 幹	大 川 泰 裕		

議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見書について
議案第4号 神栖市農用地利用集積計画（案）の審議付託について
議案第5号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について
報告第4号 制限除外の農地の移動届について
報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第6号 農地法第4条の規定による許可申請の取下願の受理について

会 議 の 概 要

<開会：午後3時57分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は18名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年10月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。本日の欠席委員でございますが、13番池田治和委員より欠席する旨の届出がありました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に2番安藤和利委員、5番宮本清美委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議 長 次に、日程第2、議案第1号ないし議案第5号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしく願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可について（1）賃借権の設定について、番号1を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可（1）賃借権の設定、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。賃借人は、経営拡張のため賃借権の設定により申請地を賃借するものであり、賃借人が所有する農機具は、トラクター2台、耕運機1台、軽トラック2台で、農作業に従事する日数は年間300日、耕作計画はピーマンです。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。1番玉造一雄委員。

1 番 はい、1 番玉造です。内容については事務局の説明のとおりでございます。賃借権ということで、ピーマンハウスを借りるとのことです。問題ないかと思しますので、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可について (2) 区分地上権の設定について、番号 1 及び議案第 2 号-1、農地法第 5 条の規定による許可についてを関連ですので一括議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可 (2) 区分地上権の設定、番号 1 及び議案第 2 号-1、農地法第 5 条の規定による許可についてを関連ということで一括して事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする (2) 区分地上権の設定、番号 1 の区分地上権者及び所有者、土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。区分地上権者は、営農型太陽光発電設備の設置のため、申請地に区分地上権を設定したいとのことでございます。続きまして、関連ということで議案第 2 号-1、農地法第 5 条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第 2 号-1 の借受人及び貸付人、土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、営農型太陽光発電設備の設置による支柱の基礎部分にかかる対象地の一時転用ということで、賃借権の設定に伴う申請であり、一時転用の期間は令和 5 年 1 月 25 日から令和 8 年 1 月 24 日までとなっております。なお、それぞれの申請は許可の更新であり、下部の農地では以前はラッキョウを営農していましたが、今後はサカキを営農する計画となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。17 番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。10月21日に現地調査を行い、申請担当者からじっくり時間をかけてお話を伺いました。申請内容は、事務局説明のとおり営農型太陽光発電設備の継続申請であり、ラッキョウの生産を6月までやっていたそうですが、11月からサカキに転換するとのこと。ラッキョウの栽培実績を聞いたところ、うまく収穫できなかったとのこと。今後は、外部の方によく相談し、緊張感をもってサカキを栽培するとのこと。申請地は、道路沿いでかなり目立つところですので、推進委員と共に見回りながら必要であればアドバイス等をしていきたいと考えております。担当委員としては異議ございませんが、皆様の更なる審議をよろしく願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-2の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は店舗の建築ということで、賃借権の設定に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。17番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。本案件につきましては、8月の定例総会において、農地法第4条の許可申請があり、許可相当の決定がされましたが、申請人の手違いにより取下願が提出され、今回、農地法第5条の許可申請に至ったものです。転用の目的は、前回と同じ内容でございますので、担当委員としては異議ございません。皆様の審議をよろしく願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-3、農地法第5条の規定による許可についてを議題と
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-3、農地法第5条の規定によ
る許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案
第2号-3の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては、議案書記
載のとおりでございます。転用目的は自己住宅の建築ということで、使用
貸借権の設定に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。17番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。本案件につきまして、借受人と貸付人は義理の
親子で、使用貸借権を設定し、自己住宅を建築するとのことです。先日現
地調査を行いまして、申請地周辺は荒廃した土地や住宅が点在しており、
担当委員としては問題ないかと思えます。皆様の審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-4、農地法第5条の規定による許可についてを議題と
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-4、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-4の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅の建築ということで、使用貸借権の設定に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。6番坂本正行委員。

6番 はい、6番坂本です。10月14日に現地調査を行いました。申請内容は事務局の説明のとおりでございます。申請地周辺は住宅街化しており、担当委員としては問題ないかと思えます。更なる委員の審議をお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第3号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見についてを議題といたします。玉造会長代理に説明を求めます。玉造会長代理。

会長代理 はい、玉造です。議案第3号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見書についてご説明いたします。令和5年10月10日付けで、神栖市長より農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項及び同条第2項の規定に基づき、農業委員会の意見を求められております。農用地利用計画の変更内容につきましては、令和5年度第1回農業振興地域整備促進協議会で審議された協議案件4件でございます。はじめに、案件1をご覧ください。事業者、所有者及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、太陽光発電施設です。次に、案件2をご覧ください。事業者、所有者及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、太陽光発電施設です。次に、案件3をご覧ください。事業者、所有者及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、太陽光発電施設です。次に、案件4をご覧ください。

事業者、所有者及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、自己用住宅です。私からは以上です。

議長 玉造会長代理の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第4号、神栖市農用地利用集積計画(案)の審議付託についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第4号、神栖市農用地利用集積計画(案)の審議付託について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、議案書に記載されている7筆について意見が求められているものです。その他、権利を設定する土地の所在等は議案書のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。

議長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号、現況確認証明願(非農地証明)についてを議題といたします。坂本農地部会長に現地確認調査について説明を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第5号、現況確認証明願の調査結果を報告いたします。現地調査日は10月23日月曜日、調査委員は玉造会

長代理、山中農地副部長、担当地区委員の境委員、大塚委員、事務局2名と私の7名で行いました。最初に、番号1溝口地内の農地の状況は、すでに建物が建っており資材置場として使用されている状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号2溝口地内の農地の状況は、竹林等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号3息栖地内の農地の状況は、竹や雑草等の繁茂により荒地状態であり非農地と判定いたしました。以上であります。委員の更なる審議をお願いいたします。

議 長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 次に日程第3、報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について、坂本農地部会長に現地確認の報告を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について報告いたします。法務局照会番号1ないし番号3の調査にあたっては、10月5日木曜日、調査委員は吉川会長、山中農地副部長、担当地区委員の間山委員、事務局3名と私の7名で行いました。最初に、番号1奥野谷地内の農地の状況は、耕作可能な状態であり農地と判定いたしました。次に、番号2奥野谷地内の農地の状況は、耕作可能な状態であり農地と判定いたしました。次に、番号3矢田部地内の農地の状況は、雑草等の繁茂により荒地状態であり非農地と判定いたしました。現地調査の報告は以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第4号、制限除外の農地の移動届について、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知書について、報告第6号、農地法第4条の規定による許可申請の取下願の受理

についてを、一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに、報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年9月12日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年9月19日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号3についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年9月21日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号4についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年9月26日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号5についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年10月4日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号6についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年10月4日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号7についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年10月5日に届出があり受理しております。続きまして、報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに、報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は住宅用地であり、売買による所有権移転ということで、令和5年9月15日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号2についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場であり、売買による所有権移転ということで、令和5年9月15日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号3についてご報告いたします。当該届出の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は長屋住宅用地であり、使

用貸借権の設定ということで、令和5年9月19日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号4についてご報告いたします。当該届出の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅であり、使用貸借権の設定ということで、令和5年9月19日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号5についてご報告いたします。当該届出の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は通所介護施設であり、賃借権の設定ということで、令和5年9月20日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号6についてご報告いたします。当該届出の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は通所介護施設であり、賃借権の設定ということで、令和5年9月20日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号7についてご報告いたします。こちらの届出につきましては、先程ご報告申し上げました報告第3号、番号6に関連しております。その関連内容といたしましては、報告第3号、番号6の届出受理後に、その転用目的が変更になったということで、改めて当該届出がなされております。こうしたことに伴い、転用目的以外の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおり報告第3号、番号6と同一の内容となっておりますが、その変更となった転用目的は共同住宅であり賃借権の設定ということで、令和5年9月26日に届出があり受理しております。続きまして、報告第4号、制限除外の農地の移動届について事務局よりご報告いたします。はじめに、報告第4号、番号1についてご報告いたします。当該届出につきましては、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第1項第11号に定める場合に該当することから、法令に基づき農地法の制限除外が適用されるため、令和5年9月27日に届出があり受理しております。なお、当該届出の届出人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。次に、報告第4号、番号2についてご報告いたします。当該届出につきましては、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第1項第11号に定める場合に該当することから、法令に基づき農地法の制限除外が適用されるため、令和5年9月27日に届出があり受理しております。なお、当該届出の届出人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。次に、報告第4号、番号3についてご報告いたします。当該届出につきましては、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第1項第5号に定める場合に該当することから、法令に基づき農地法の制限除外が適用されるため、令和5年10月3日に届出があり受理しております。なお、当該届出の届出人及び土地の所在等につきましては議

案書記載のとおりでございます。次に、報告第4号、番号4についてご報告いたします。当該届出につきましては、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第1項第5号に定める場合に該当することから、法令に基づき農地法の制限除外が適用されるため、令和5年10月6日に届出があり受理しております。なお、当該届出の届出人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。続きまして、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による農地合意解約通知書の受理について事務局よりご報告いたします。当該案件につきましては、農地法第18条第6項の規定に基づき神栖市農業委員会へ通知があったものです。通知人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりです。なお、受理件数は1件で、令和5年10月6日に受理しておりますのでご報告いたします。続きまして、報告第6号、農地法第4条の規定による許可申請の取下願の受理について事務局よりご報告いたします。当該願い出につきましては、令和5年8月22日の神栖市農業委員会定例総会において、農地法第4条の規定による許可申請ということで審議された結果、許可相当と決定された案件ですが、その後、申請人から諸事情により当該許可申請については、改めて農地法第5条の規定による許可申請に変更したい旨の申し出があったため、令和5年9月26日に当該願い出を受理しております。なお、当該願い出にかかる申請人や土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。事務局からは以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 意見がないようですので、本日の日程は全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和5年10月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後4時30分>

神栖市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

議 長（会長）

議事録署名人

議事録署名人